

令和5年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案集

令和5年11月28日提出

かすみがうら市

目 次

1.	議案第 62 号	かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する 条例の制定について	……………	1～6
2.	議案第 63 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特 例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	7～8
3.	議案第 64 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅 費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	9～10
4.	議案第 65 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	……………	11～24
5.	議案第 66 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例の制定について	……………	25～28
6.	議案第 67 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制 定について	……………	29～31
7.	議案第 68 号	かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関す る条例を廃止する等の条例の制定について	……………	32～33
8.	議案第 69 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）	……………	34～56
9.	議案第 70 号	令和 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予 算（第 1 号）	……………	57～64
10.	議案第 71 号	令和 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	……………	65～73

11.	議案第 72 号	令和 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）	……………	74～80
12.	議案第 73 号	令和 5 年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	……………	81～85
13.	議案第 74 号	土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の解散について	……………	86
14.	議案第 75 号	公の施設の区域外設置に関する協議について	……………	87～90

（参考資料）

○	付議事件（条例）条文新旧対照表	……………	91～108
・	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表	……………	(91～92)
	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧 対照表(第 1 条関係)	……………	(91～92)
	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧 対照表(第 2 条関係)	……………	(92)
・	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例 新旧対照表	……………	(92～93)
	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例 新旧 対照表(第 1 条関係)	……………	(92～93)
	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例 新旧 対照表(第 2 条関係)	……………	(93)
・	かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表	……………	(93～96)

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 1 条関係)	……………	(93～95)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)	……………	(95～96)
・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表	……………	(96～99)
・ かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表	……………	(100～105)
・ かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例	……………	(106～108)
かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)	……………	(106)
かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(附則第 2 項関係)	……………	(106～107)
かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第 3 項関係)	……………	(107)
かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(附則第 4 項関係)	……………	(107～108)

議案第62号

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づく公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

- (1) 社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会
- (2) かすみがうら市商工会
- (3) 公益社団法人かすみがうら市シルバー人材センター

- 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項又は第4条の規定により採用された職員を除く。）
 - (2) 非常勤職員
 - (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）
 - (4) かすみがうら市職員の定年等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第31号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
 - (5) かすみがうら市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
 - (6) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員
 - (7) 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員
- 3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項
 - (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(派遣職員の職務への復帰)

第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役員職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
- (3) 前条第1項に規定する取決めに反することとなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合
- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合
- (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関するかすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号）第23条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

(派遣職員の復職時等における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額

及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 2 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、前項の規定の例により、その額を調整することができる。
- (派遣職員等の処遇の状況等の報告)

第7条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(特定法人)

第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める特定法人は、株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーとする。

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

(法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合)

第10条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)が特定法人の役職員の地位を失った場合
- (2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないと認められる場合
 - ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
 - イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要等のために退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合)

第11条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法(明治40年法律第45号)その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

(法第10条第2項に規定する条例で定める事項)

第12条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第13条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関するかすみがうら市職員の給与に関する条例第23条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第14条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他

の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(退職派遣者等の処遇の状況等の報告)

第15条 任命権者は、規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)は、かすみがうら市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

議案第63号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年かすみがうら市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円

5	615,000円
6	718,000円
7	839,000円

第8条第2項中「「100分の165」」を「6月に支給する場合においては「100分の165」、12月に支給する場合においては「100分の175」」に改める。

第2条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合においては「100分の165」、12月に支給する場合においては「100分の175」」を「「100分の170」」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第64号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の120」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第65号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市
条例第46号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第24条第7項」を「第23条第7項」に改め、同条第
2項中「100分の120」を「6月に支給する場合には100分の1
20、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3
項中「100分の67.5」を「6月に支給する場合には100
分の67.5、12月に支給する場合には100分の70」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「6月に支給する場合にお
いては100分の100、12月に支給する場合には100分の105」
に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「6月に支給する場合にお
いては100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」
に改める。

第23条第8項中「第24条第7項」を「第23条第7項」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
短時間	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
勤務職	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
員以外	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
の職員	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200

18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300

43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	

68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	

93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600		
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		
98		297,100	345,100		
99		297,500	345,500		
100		297,900	345,800		
101		298,100	346,100		
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		
105		299,300	347,800		
106		299,600	348,200		
107		300,000	348,600		
108		300,300	349,000		
109		300,500	349,500		
110		300,900	349,900		
111		301,300	350,200		
112		301,600	350,500		
113		301,800	351,000		
114		302,000			
115		302,300			
116		302,700			
117		302,900			

	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3号（第5条関係）

消防職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800
任用	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000
短時	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200
間勤	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100

務 職 員 以 外 の 職 員	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700

30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200

55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300

80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600	
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900	
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100	
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300	
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600	
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900	
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100	
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300	
94	302,300	325,900	351,900	385,300			
95	303,400	327,200	353,400	385,900			
96	304,700	328,500	354,800	386,400			
97	305,800	329,700	356,100	386,800			
98	307,000	331,000	357,300	387,200			
99	308,200	332,200	358,400	387,800			
100	309,400	333,400	359,600	388,300			
101	310,500	334,800	360,700	388,700			
102	311,500	335,700	361,800	389,200			
103	312,500	336,700	362,900	389,800			
104	313,500	337,800	364,000	390,300			

105	314,300	338,900	365,200	390,600
106	314,900	340,000	365,700	391,000
107	315,500	341,000	366,300	391,500
108	316,100	342,000	366,900	391,800
109	316,600	343,200	367,500	392,100
110	317,100	344,200	368,000	392,600
111	317,500	345,200	368,500	393,100
112	318,000	346,100	369,000	393,600
113	318,800	347,000	369,400	393,900
114	319,500	347,900	369,800	394,400
115	320,200	348,900	370,400	394,900
116	320,800	349,900	370,900	395,400
117	321,400	350,900	371,300	395,700
118	322,200	351,300	371,800	396,200
119	322,900	351,900	372,400	396,700
120	323,700	352,500	372,900	397,200
121	324,300	352,800	373,100	397,600
122	324,600	353,200	373,600	398,100
123	325,100	353,700	374,100	398,500
124	325,600	354,100	374,500	399,000
125	325,900	354,500	375,000	399,400
126		354,900	375,500	
127		355,400	376,000	
128		355,800	376,500	
129		356,200	376,800	

	130		356,600	377,300				
	131		357,000	377,800				
	132		357,400	378,300				
	133		357,600	378,600				
	134		358,100	379,100				
	135		358,500	379,500				
	136		358,800	379,900				
	137		359,100	380,200				
	138		359,500	380,700				
	139		360,000	381,200				
	140		360,500	381,700				
	141		360,800	382,000				
	142		361,300					
	143		361,800					
	144		362,300					
	145		362,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額
		円 242,500	円 254,200	円 258,300	円 289,600	円 306,200	円 320,300	円 343,900

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第21条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 66 号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険税条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 10
1 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条に次の 1 項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4
項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合
における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第
1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被
保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に
掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産
被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、

当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、そ

の減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の
産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第28条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第28条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する
場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における
特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規
定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えな
なければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当
該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行
うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号
に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を
確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させること
ができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第67号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例

かすみがうら市火災予防条例（平成18年かすみがうら市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第10条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第12条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に

設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第12条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第10条の2第1項第4号」に改める。

第42条中「するもの」を「する者」に改める。

第43条中「するもの」を「する者」に改め、同条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第1 厨房設備の部気体燃料の款の次に次のように加える。

固 体 燃 料	不 燃 以 外 の	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不 燃	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	80	30	—	30

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後のかすみがうら市火災予防条例（以下「新条例」という。）第12条第1項に規定する蓄電池設備

(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第10条第1項第3号の2(新条例第7条の3第1項及び第3項、第10条第3項、第11条第2項及び第3項並びに第12条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第12条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第12条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第12条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第68号

かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を
廃止する等の条例の制定について

かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する等
の条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を
廃止する等の条例

(かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止)

第1条 かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（平成
17年かすみがうら市条例第111号）は、廃止する。

(かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例（平成17年か
すみがうら市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表稲吉児童館の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正)

2 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の部 勤労青少年ホーム運営委員会委員の項を削る。

（かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）

3 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年かすみがうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第35号までを1号ずつ繰り上げる。

（かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正）

4 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第15号」を「第14号」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表勤労青少年ホームの項を削る。

議案第69号

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333,630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,258,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条（昭和22年法律第67号）の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	歳出	款	項	補正前の額	補正額	計	
15 国	庫	支	出	金			
					99,760	2,943,043	
			1 国	庫	負	担	金
						94,920	2,051,256
			2 国	庫	補	助	金
						4,840	881,417
16 県	支	出		金			
						6,669	1,364,553
			2 県	補	助	金	
						6,669	417,167
18 寄	附			金			
						80,000	122,001
			1 寄	附	金		
						80,000	122,001
20 繰	越			金			
						91,301	455,460
			1 繰	越	金		
						91,301	455,460
22 市		債					
						55,900	1,644,900
			1 市		債		
						55,900	1,644,900
	歳	入	合	計			
						333,630	19,258,219

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議	会	141,481	387	141,868
	1 議	141,481	387	141,868
2 総	務	2,027,595	106,628	2,134,223
	1 総	1,714,260	100,979	1,815,239
	2 徴	223,241	△2,815	220,426
3 民	生	84,283	8,464	92,747
	1 社	6,428,848	138,679	6,567,527
	2 児	3,478,876	17,463	3,496,339
	3 生	2,389,996	△10,136	2,379,860
4 衛	生	559,976	131,352	691,328
	1 保	1,379,973	△17,595	1,362,378
5 労	働	32,119	10,558	42,677
	1 労	32,119	10,558	42,677
6 農	業	778,860	5,810	784,670
	1 農	752,213	5,810	758,023
7 商	工	462,164	30,170	492,334
	1 商	462,164	30,170	492,334
8 土	木	1,869,475	11,988	1,881,463
	1 土	119,071	2,571	121,642
	2 道	858,925	0	858,925
	4 都	869,176	9,417	878,593

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		895,059	37,118	932,177
1 消 防 費		895,059	37,118	932,177
10 教 育 費		2,799,903	9,887	2,809,790
1 教 育 総 務 費		268,181	5,992	274,173
2 小 学 校 費		634,116	597	634,713
4 社 会 教 育 費		276,522	△253	276,269
5 保 健 体 育 費		183,290	3,551	186,841
11 災 害 復 旧 費		57,220	0	57,220
4 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		46,000	0	46,000
歳 出	合 計	18,924,589	333,630	19,258,219

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	旧小学校施設管理に要する経費	1, 8 8 1
4 衛生費	1 保健衛生費	保健センター管理に要する経費	4, 7 3 0
5 労働費	1 労働諸費	勤労青少年ホーム管理に要する経費	9, 6 8 0

第 3 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
千代田ショッピングモール内新 庁舎土地賃借料	令和6年度から令和25年度まで	76,930

第 4 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧保健センター解体事業債	4, 2 0 0	普通貸借又は証券発行	3. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものにより据置期間だし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができ。
霞ヶ浦北小学校屋内運動場整備事業債	2 4, 2 0 0			
災害復旧事業債	1 8, 8 0 0			
勤労青少年ホーム等解体事業債	8, 7 0 0			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(単位 千円)

歳入	款	補正前の額	補正額	計
1 市	税	5,692,708	0	5,692,708
2 地	譲与	230,384	0	230,384
3 利	割交付	2,493	0	2,493
4 配	割交付	34,064	0	34,064
5 株	式等譲渡所得交付	22,414	0	22,414
6 法	人事業税交付	77,000	0	77,000
7 地	方消費税交付	988,876	0	988,876
8 ゴ	ルヲ場利用税交付	123,000	0	123,000
9 環	境性能割交付	20,000	0	20,000
10 地	方特例交付	32,860	0	32,860
11 地	方交付	4,000,000	0	4,000,000
12 交	通安全対策特別交付	5,882	0	5,882
13 分	担金及び負担	59,041	0	59,041
14 使	用料及び手数料	48,900	0	48,900
15 国	国库支	2,843,283	99,760	2,943,043
16 県	支	1,357,884	6,669	1,364,553
17 財	産	18,175	0	18,175
18 寄	附	42,001	80,000	122,001
19 繰	入	955,531	0	955,531
20 繰	越	364,159	91,301	455,460
21 諸	収	416,934	0	416,934

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
22 市	債	1,589,000	55,900	1,644,900
歳	入	18,924,589	333,630	19,258,219
	合 計			

歳 出 (単位 千円)

歳 出 款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特 定 財 源		そ の 他		
				国県支出金	地 方 債			
1 議 会 費	141,481	387	141,868					387
2 総 務 費	2,027,595	106,628	2,134,223	4,840		80,000		21,788
3 民 生 費	6,428,848	138,679	6,567,527	101,370				37,309
4 衛 生 費	1,379,973	△17,595	1,362,378		4,200			△21,795
5 労 働 費	32,119	10,558	42,677		8,700			1,858
6 農 林 水 産 業 費	778,860	5,810	784,670	219				5,591
7 商 工 費	462,164	30,170	492,334					30,170
8 土 木 費	1,869,475	11,988	1,881,463		15,800			△3,812
9 消 防 費	895,059	37,118	932,177					37,118
10 教 育 費	2,799,903	9,887	2,809,790		24,200			△14,313
11 災 害 復 旧 費	57,220	0	57,220		3,000			△3,000
12 公 債 費	2,001,892	0	2,001,892					
13 予 備 費	50,000	0	50,000					
歳 出 合 計	18,924,589	333,630	19,258,219	106,429	55,900	80,000		91,301

2 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	1,793,276	94,920	1,888,196	4 生活保護費負担金	94,920	生活保護費負担金 生活困窮者自立支援負担金
計	1,956,336	94,920	2,051,256			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	267,604	4,840	272,444	1 総務費補助金	4,840	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (総務省)
計	876,577	4,840	881,417			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	216,688	6,450	223,138	3 医療福祉費補助金	6,450	医療費補助金 審査支払手数料補助金
4 農林水産業費 県補助金	81,646	219	81,865	1 農業費補助金	219	機構集積協力金交付事業費補助金
計	410,498	6,669	417,167			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 寄附金	42,001	80,000	122,001	1 寄附金	80,000	ふるさと応援寄附金
計	42,001	80,000	122,001			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	364,159	91,301	455,460	1 繰越金	91,301	前年度繰越金
計	364,159	91,301	455,460			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

2 衛生債	8,600	4,200	12,800	3 旧保健センター解体事業債	4,200	旧保健センター解体事業債
5 教育債	853,000	24,200	877,200	5 霞ヶ浦北小学校屋内運動場整備事業債	24,200	霞ヶ浦北小学校屋内運動場整備事業債
7 災害復旧事業債	34,200	18,800	53,000	1 災害復旧事業債	18,800	災害復旧事業債

(単位 千円)

(項) 1 市債

(款) 22 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
9 労働債	0	8,700	8,700	1 勤労青少年ホーム等解体事業債	8,700	勤労青少年ホーム等解体事業債	
計	1,589,000	55,900	1,644,900				

3 歳 出

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			明 説
				特 定 財 源	一 般 財 源	他	区 分	金 額	金 額	
1 議会費	141,481	387	141,868		387		2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△96 241 242	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 通勤手当 3 勤働手当 4 共済組合負担金	387 387 △96 120 121 242
計	141,481	387	141,868		387					

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

1 一般管理費	933,827	4,767	938,594	4,767	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△5,619 9,016 1,370	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 特別職給料 2 一般職給料 3 扶養手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤働手当 3 特別職期末手当 3 児童手当 4 共済組合負担金 4 特別職共済組合負担金 4 共済短期給付負担金	4,767 4,767 △4,282 △1,337 △640 △456 1,381 680 △764 8,815 1,419 △806 757
5 財産管理費	284,216	82,181	366,397	2,181	12 委託料 13 使用料及び借料 24 積立金	1,881 300 80,000	02 庁舎等財産管理事業 0203 旧小学校施設管理に要する経費 12 旧志士庫小学校特別教室棟及びランチルームインフラ整備工事設計業務委託 0204 行政機能移転に要する経費 13 土地借上料 06 基金運用事業 0601 基金運用益等の積立に要する経費 24 地域づくり基金積立金	2,181 1,881 1,881 300 300 80,000 80,000 80,000
8 生活安全対策費	54,459	△3,496	50,963	△3,496	12 委託料	△3,496	01 生活安全対策事業 0102 地域安全対策に要する経費 12 空家等対策計画策定業務委託 12 空家活用意向調査業務委託	△3,496 △3,496 △2,706 △790

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	節	金額	説明
				国県支	地方債	その他の財源					
9 地域振興費	175,993	17,527	193,520		17,527		12 委託料	01 自治振興事業	594	17,527	0103 千代田公民館移転に要する経費
							14 工事請負費		16,785		
							17 備品購入費		148		
計	1,714,260	100,979	1,815,239		80,000						

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費

1 税務総務費	133,796	△2,815	130,981		△2,815		2 給料	01 職員等 person 費	△2,124	△2,815	
							3 職手当等	0101 職員等 person 費	△976	△2,124	
							4 共済費		285		
計	223,241	△2,815	220,426		△2,815						

(款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	84,283	8,464	92,747	4,840	3,624		2 給料	01 職員等 person 費	1,500	3,624	
							3 職手当等	0101 職員等 person 費	1,341	3,624	
							4 共済費		783	1,500	
							12 委託料		4,840	304	
										513	
										524	
										783	
										4,840	
										4,840	
計	84,283	8,464	92,747	4,840	3,624						

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 地 方 債 の 他	財 源 の 他	一 般 財 源	区 分	金 額		
										国 庫 支 出 金
1 社会福祉 総務費	452,887	△9,963	442,924			△9,963	2 給料 3 職員 手当等 4 共済費	△6,861 △1,800 △1,302	01 職員等事件費 0101 職員等事件費 2 一般職給料 3 住居手当 3 期末手当 3 勤働手当 4 共済組合負担金	△9,963 △9,963 △6,861 △200 △1,000 △600 △1,302
2 障害者 福祉費	1,126,493	21	1,126,514			21	22 償還金 、利子 及び 割引料	21	01 障害者対策事業 0103 障害者自立支援に要する経費 22 国庫負担金等超過交付返還 金	21 21 21
4 介護保険 費	592,731	△2,400	590,331			△2,400	27 繰入金	△2,400	01 介護保険事業 0102 介護保険特別会計繰出に要する経費 27 介護保険特別会計繰出金	△2,400 △2,400
5 国民年金 費	4,143	518	4,661			518	2 給料 3 職員 手当等 4 共済費	391 △17 144	01 国民年金事務事業 0101 職員等事件費 2 一般職給料 3 住居手当 3 期末手当 3 勤働手当 4 共済組合負担金	518 518 391 △180 82 81 144
6 医療福祉 費	304,680	23,570	328,250			17,120	11 役務費 19 扶助費	670 22,900	01 医療福祉事業 0101 医療福祉に要する経費 11 手数料 19 医療費 (県補助) 0102 医療福祉に要する経費 (市単 独) 11 手数料 19 医療費 (単独) 19 入院・外来自己負担金	23,570 12,900 600 12,300 10,670 70 4,560 6,040
7 国民健康 保険費	329,249	5,427	334,676			5,427	27 繰入金	5,427	01 国民健康保険事業 0101 国民健康保険特別会計繰出に 要する経費 27 国民健康保険特別会計繰出 金	5,427 5,427 5,427
8 後期高齢 者医療費	602,969	290	603,259			290	18 負担金 、補助 及び 交付金	290	01 後期高齢者医療事業 0101 後期高齢者保健に要する経費 18 人間ドック等補助金	290 290 290

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	財源その他				
					特定地方債	一般財源			
計	3,478,876	17,463	3,496,339	6,450		11,013			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童措置費	732,569	3,682	736,251				3,682	01 児童措置事業 0101 児童扶養手当支給に要する経費 22 国庫負担金等超過交付金返還金	3,682 2,216 2,216 1,466 1,466
3 保育所費	367,213	△22,864	344,349			△22,864	△13,578 △5,510 △3,776	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 3 勤労手当 4 共済組合負担金	△22,864 △22,864 △13,578 △3,136 △2,374 △3,776
4 児童福祉施設費	1,009,428	8,084	1,017,512			8,084	8,084	01 児童福祉施設維持管理事業 0101 民間保育所に要する経費 22 国庫補助金等返還金	8,084 8,068 8,068
5 児童館費	61,733	962	62,695			962	178 449 335	0102 認定こども園に要する経費 22 国庫補助金等返還金 01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 期末手当 3 勤労手当 4 共済組合負担金	16 16 962 962 178 42 195 212 335
計	2,389,996	△10,136	2,379,860			△10,136			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	89,237	2,793	92,030			4,292	3,136 777 784 94	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 4 共済費 10 需用費	4,697 4,697 3,136 367 410 389 395 △1,904
-----------	--------	-------	--------	--	--	-------	---------------------------	------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	その他	一般財源	金額	
(1)生活保護総務費									
									0201 生活保護等総務事務に要する経費 10 燃料費 94 0203 生活困窮者自立支援に要する経費 18 住居確保給付金 △1,998
2扶助費	470,739	128,559	599,298	96,419		32,140	128,559		01 生活保護等扶助事業 0101 生活保護等扶助に要する経費 19 生活扶助費 18,672 19 住宅扶助費 13,684 19 教育扶助費 215 19 介護扶助費 3,005 19 医療扶助費 92,870 19 葬祭扶助費 113
計	559,976	131,352	691,328	94,920		36,432			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

1保健衛生総務費	430,906	△22,741	408,165		△22,741				01 職員等人件費 △22,741 0101 職員等人件費 2 一般職給料 △13,265 3 期末手当 △2,681 4 共済費 △4,399
4母子保健事業費	80,776	416	81,192		416		416		01 母子保健推進事業 0103 養育医療給付に要する経費 19 養育医療給付金 416
5保健センター費	62,504	4,730	67,234		530	4,200	4,730		01 健康福祉等施設管理運営事業 0101 保健センター管理に要する経費 12 旧保健センター解体工事設計業務委託 4,730
計	1,379,973	△17,595	1,362,378		△21,795	4,200			

(款) 5 労働費 (項) 1 労働諸費

1勤労者福祉施設費	31,355	10,558	41,913		1,858				01 職員等人件費 320 0101 職員等人件費 2 一般職給料 36 3 期末手当 25 4 共済費 138 10 需用費 558 121 12 委託料 9,680 138
-----------	--------	--------	--------	--	-------	--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(単位 千円)

(項) 1 労働諸費

(款) 5 労働費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特出金	財源	一般財源			
(1) 勤労者福祉施設費				国県支出金	その他	一般財源			02 勤労者福祉施設管理運営事業 0201 勤労青少年ホーム管理に要する経費 12 勤労青少年ホームおよび稲吉児童館解体設計業務委託 0202 働く女性の家管理に要する経費 10 光熱水費
計	32,119	10,558	42,677			1,858			10,238 9,680 9,680 558 558

(項) 1 農業費

(款) 6 農林水産業費

1 農業委員会費	59,234	1,074	60,308			1,074	289 515 270		01 職員等的人件費 0101 職員等的人件費 2 一般職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	1,074 1,074 289 146 369 270
2 農業総務費	388,314	△362	387,952			△362	313 △723 48		01 職員等的人件費 0101 職員等的人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 4 共済組合負担金	△362 △362 313 △456 △67 △200 48
4 農地利用対策費	26,779	594	27,373			375	594		01 農地利用促進事業 0101 米政策推進に要する経費 18 水田利活用推進事業助成金	594 375 375
5 土地改良費	221,630	4,504	226,134			4,504	4,504		0102 農地中間管理に要する経費 18 機構集積協力金 01 土地改良事業 0101 土地改良整備支援に要する経費 18 県単土地改良上乘せ補助金	219 219 4,504 4,504 4,504
計	752,213	5,810	758,023			5,591				219

(項) 1 商工費

(款) 7 商工費

1 商工総務費	50,294	△125	50,169			△125	240 △325 △40		01 職員等的人件費 0101 職員等的人件費 2 一般職給料 3 扶養手当	△125 △125 240 △25
---------	--------	------	--------	--	--	------	--------------------	--	-------------------------------------------------	----------------------------

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	財源				
					地方債	その他			
(1) 商工総務費								3 住居手当 4 共済組合負担金 △300 △40	
2 商工振興費	257,560	29,500	287,060		29,500		7 報償費 12 委託料 18 負担金 補助及び交付金	01 商工振興事業 0103 ふるさと応援に要する経費 7 ふるさと応援寄附金贈礼品 12 ふるさと納税一括業務委託 18 ふるさと納税返礼品開発支援補助金 500 29,500 29,500 19,000 10,000	
3 観光振興費	7,763	270	8,033		270	10 需用費	270	01 観光振興事業 0101 観光PR推進に要する経費 10 印刷製本費 270	
4 観光施設費	97,372	525	97,897		525	10 需用費	525	01 観光施設等管理運営事業 0102 歩崎公園管理運営に要する経費 費 10 光熱水費 525 525	
計	462,164	30,170	492,334		30,170				

(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費

1 土木総務費	119,071	2,571	121,642		2,571	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	84 1,526 961	01 職員等的人件費 0101 職員等的人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 2,571 2,571 84 612 120 404 390 961
計	119,071	2,571	121,642		2,571			

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費

2 道路橋梁新設改良費	692,494	0	692,494	15,800	△15,800			01 市道整備事業 0101 市道整備に要する経費 (財源振替)
計	858,925	0	858,925	15,800	△15,800			

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	77,175	5,417	82,592		5,417	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	2,261 2,044 1,112	01 職員等的人件費 0101 職員等的人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 管理職手当 5,417 5,417 2,261 124 421
-----------	--------	-------	--------	--	-------	--------------------------	-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	財源その他				
					特定地方債	一般財源			
(1) 都市計画総務費								3 期末手当 707 3 勤勉手当 792 4 共済組合負担金 1,112	
2 都市計画推進費	738,474	4,000	742,474		4,000	18 負担金、補助及び交付金	4,000	01 都市計画推進事業 0101 都市計画調整に要する経費 18 住まいるマイホーム応援補助金 4,000	
計	869,176	9,417	878,593		9,417			4,000	

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費

1 常備消防費	665,837	37,118	702,955	37,118		2 給料 3 職員手当等 4 共済費	19,297 10,394 7,427	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 消防職給料 19,297 3 扶養手当 679 3 通勤手当 133 3 管理職手当 41 3 期末手当 3,728 3 勤勉手当 3,054 3 夜間勤務手当 427 3 休日勤務手当 2,332 4 共済組合負担金 7,427
計	895,059	37,118	932,177	37,118				

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

2 事務局費	101,971	5,992	107,963	5,992		2 給料 3 職員手当等 4 共済費	2,800 1,960 1,232	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 2,800 3 通勤手当 85 3 住居手当 366 3 期末手当 637 3 勤勉手当 841 3 特別職期末手当 31 4 共済組合負担金 1,185 4 特別職共済組合負担金 47
計	268,181	5,992	274,173	5,992				

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

1 小学校管理費	634,116	597	634,713	△23,603	17 備品購入費	597	02 小学校管理運営事業 0205 小学校教材備品整備に要する経費	597 597
----------	---------	-----	---------	---------	----------	-----	----------------------------------------------------	------------

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支金	地方債	その他の財源			
(1) 小学校管理費								17 教育振興備品 04 小学校施設整備事業 0401 小学校施設整備に要する経費 (財源振替)	
計	634,116	597	634,713		24,200			597	

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育 総務費	70,209	2,213	72,422			2,213	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,800 △84 497	01 職員等 0101 職員等 2 一般職給料 3 扶養手当 3 住居手当 4 共済組合負担金	2,213 2,213 1,800 216 △300 497
2 公民館費	81,655	315	81,970			315	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	138 △77 254	01 職員等 0101 職員等 2 一般職給料 3 住居手当 4 共済組合負担金	315 315 138 △77 365 △111
3 図書館費	55,119	△3,719	51,400			△3,719	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△1,869 △1,220 △630	01 職員等 0101 職員等 2 一般職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	△3,719 △3,719 △1,869 △700 △520 △630
4 文化振興 費	69,539	938	70,477			938	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	7 620 311	01 職員等 0101 職員等 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 4 共済組合負担金	938 938 7 318 302 311
計	276,522	△253	276,269			△253				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1 保健体育 総務費	45,497	3,551	49,048			3,551	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	2,195 870 486	01 職員等 0101 職員等 2 一般職給料 3 通勤手当 3 住居手当 3 期末手当	3,551 3,551 2,195 59 288 269
---------------	--------	-------	--------	--	--	-------	--------------------------	---------------------	-------------------------------------------------------------	---------------------------------------------

(単位 千円)

(項) 5 保健体育費

(款) 10 教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	区	分	金	額	説	明	
				国県支出金	地方債	財源									一般源
						その他	一財								
(1保健体育 総務費)													3 勤勉手当 4 共済組合負担金 4 共済短期給付負担金	254 69 417	
計	183,290	3,551	186,841											3,551	

(款) 11 災害復旧費

(項) 4 公共土木施設災害復旧費

1 道路橋梁 災害復旧 費	46,000	0	46,000		3,000										01 道路橋梁災害復旧事業 0101 道路橋梁災害復旧に要する経費 (財源振替)
計	46,000	0	46,000		3,000										

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与			費			合計	共済費	合計
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計				
補正後	長等	3	23,004	8,028	(3.35)	3,484	34,516	6,477	40,993	
	議員	16	52,620	16,894	(3.35)		69,514	16,538	86,052	
	その他の特別職	899	59,731				59,731	397	60,128	
	計	918	112,351	24,922		3,484	163,761	23,412	187,173	
補正前	長等	4	27,286	8,761	(3.35)	3,484	39,531	7,236	46,767	
	議員	16	52,620	16,894	(3.35)		69,514	16,538	86,052	
	その他の特別職	899	59,731				59,731	397	60,128	
	計	919	112,351	25,655		3,484	168,776	24,171	192,947	
比較	長等	△1	△4,282	△733			△5,015	△759	△5,774	
	議員									
	その他の特別職									
	計	△1	△4,282	△733			△5,015	△759	△5,774	

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与			費			合計	共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計					
補正後	362	2,409,159	1,415,894	993,265	2,409,159	458,307	2,867,466	51,927	2,867,466	
	【215】	【296,148】	【58,330】	【58,330】	【354,478】	【51,927】	【406,405】		【406,405】	
補正前	370	2,407,616	1,420,359	987,257	2,407,616	452,474	2,860,090	51,927	2,860,090	
	【215】	【296,148】	【58,330】	【58,330】	【354,478】	【51,927】	【406,405】		【406,405】	
比較	△8	1,543	△4,465	6,008	1,543	5,833	7,376		7,376	

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員数を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与			費			合計	共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計					
職員 手当 等の 内訳	補正後	45,678	309,447	258,438	19,849	26,364	51,329	4,007	51,864	
	補正前	44,664	308,710	256,799	21,084	25,732	51,329	4,007	51,402	
	比較	1,014	737	1,639	△1,235	632				462
区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当		
	休日直手当	夜間勤務手当	退職手当	地域手当	単身赴任手当					
	管理職員特別 勤務手当									
補正後	2,148	25,476	6,052	187,545	3,354	1,354	360			
	補正前	2,148	23,144	5,625	187,545	3,354	1,354	360		
	比較		2,332	427						

議案第70号

令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,343,427千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰	入 金		460,972	5,427	466,399
		1 一 般 会 計 繰 入 金	329,249	5,427	334,676
	歳 入	合 計	4,338,000	5,427	4,343,427

歳出

(単位 千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費		43,777	5,427	49,204
	1	総務管理費	42,534	3,887	46,421
	2	徴税費	1,243	1,540	2,783
	歳出	合計	4,338,000	5,427	4,343,427

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康及び福祉	778,402	0	778,402
2 国庫支出金	30	0	30
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支産	3,085,385	0	3,085,385
5 財産	300	0	300
6 繰入	460,972	5,427	466,399
7 繰越	1	0	1
8 諸収入	12,909	0	12,909
歳入	4,338,000	5,427	4,343,427

歳 出 (単位 千円)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	歳 出 合 計	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一 般 財 源
													特 定 財 債	所 の 他	国 県 支 出 金	地 方 債	
1	総 務 費	43,777	5,427	49,204												5,427	
2	保 険 給 付 費	3,027,986	0	3,027,986													
3	国民健康保険事業費納付金	1,183,360	0	1,183,360													
4	共 同 事 業 拠 出 金	1	0	1													
5	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1													
6	保 健 事 業 費	62,470	0	62,470													
7	基 金 積 立 金	300	0	300													
8	諸 支 出 金	5,105	0	5,105													
9	予 備 費	15,000	0	15,000													
	歳 出 合 計	4,338,000	5,427	4,343,427													5,427

2 歳 入
 (款) 6 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	329,249	5,427	334,676	1 一般会計繰入金	5,427	職員給与費等 事務費等
計	329,249	5,427	334,676			3,887 1,540

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区	分	節	金額	説明		
				国県支	地方債	その	他の						一般	財
1 一般管理費	41,153	3,887	45,040					3,887	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,676 1,812 399	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職員給料 3 通勤手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤労手当 3 退職手当 3 児童手当 4 共済組合負担金	3,887 3,887 1,676 52 318 407 468 427 140 399		
計	42,534	3,887	46,421					3,887						

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

1 賦課徴収費	1,243	1,540	2,783					1,540	12 委託料	1,540	01 賦課徴収に要する経費 0101 賦課徴収に要する経費 12 国民健康保険(賦課) システム 改修委託料	1,540 1,540 1,540
計	1,243	1,540	2,783					1,540				

給与費明細書

(単位 千円)

1 特別職

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	期末手当	その他の手当		
補正後	長 等 議員						
	その他の特別職	182					182
	計	182					182
補正前	長 等 議員						
	その他の特別職	92					92
	計	92					92
比較	長 等 議員						
	その他の特別職	90					90
	計	90					90

2 一般職

(単位 千円)

(1)総括

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	5 (0) 【2】	【4,425】	14,093	10,111 【922】	24,204 【5,347】	4,379 【904】	28,583 【6,251】
	4 (0) 【2】	【4,425】	12,417	8,439 【922】	20,856 【5,347】	3,980 【904】	24,836 【6,251】
比較	1		1,676	1,672	3,348	399	3,747

()内は再任用短時間勤務職員数を引掲、【 】内は会計年度任用職員数を引掲、【 】内は会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別勤務手当	地域手当
補正後	360	3,035	2,658	318	236	1,400						2,104		
補正前	360	2,628	2,190	184	184	1,400						1,677		
比較		407	468	318	52							427		

議案第71号

令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,971千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

3,737,764千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入	金		645,416	△2,400	643,016
		1 一般会計繰入金	583,485	△2,400	581,085
8 繰越	金		2,293	6,371	8,664
		1 繰越	2,293	6,371	8,664
	歳入	合計	3,733,793	3,971	3,737,764

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総	務 費	89,580	△2,896	86,684
4 地 域	支 援 事 業 費	64,773	△2,896	61,877
7 諸	支 出 金	120,274	496	120,770
	4 包括的支援事業・任意事業費	73,625	496	74,121
	1 償還金及び返済付加算金	2,295	6,371	8,666
	合 計	2,293	6,371	8,664
	歳 出	3,733,793	3,971	3,737,764

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
地域包括支援センター業務委託 (霞ヶ浦地区)	令和6年度から 令和8年度まで	66,000	令和6年度から 令和8年度まで	76,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入		款		補正前の額	補正額	計
1	保険	料		782,527	0	782,527
2	使用料及び	手数	数	10	0	10
3	国庫	支	出	799,377	0	799,377
4	支払	基金	交付	950,205	0	950,205
5	県支	基金	出	535,980	0	535,980
6	財産	収	入	251	0	251
7	繰入	金		645,416	△2,400	643,016
8	繰越	金		2,293	6,371	8,664
9	諸収	入		9,698	0	9,698
10	介護	サ	ス	8,036	0	8,036
	歳入	合	計	3,733,793	3,971	3,737,764

(単位 千円)

歳 出 (単位 千円)

歳 出 款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一 般 財 源
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 総 務 費	89,580	△2,896	86,684				△2,896	
2 保 険 給 付 費	3,497,246	0	3,497,246					
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1					
4 地 域 支 援 事 業 費	120,274	496	120,770				496	
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	14,146	0	14,146					
6 基 金 積 立 金	251	0	251					
7 諸 支 出 金	2,295	6,371	8,666				6,371	
8 予 備 費	10,000	0	10,000					
歳 出 合 計	3,733,793	3,971	3,737,764				3,971	

2 歳入

(款) 7 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 その他一般会計繰入金	89,420	△2,400	87,020	1 職員給与等繰入金	△2,400	職員給与等繰入金
計	583,485	△2,400	581,085			

(款) 8 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	2,293	6,371	8,664	1 繰越金	6,371	前年度繰越金
計	2,293	6,371	8,664			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(単位 千円)

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	財源その他	一般財源			
1 一般管理費	64,773	△2,896	61,877		△2,896	△2,896	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	01 職員等 person 費 0101 職員等 person 費 2 一般職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 3 退職手当 4 共済組合負担金	
計	64,773	△2,896	61,877		△2,896				

(款) 4 地域支援事業費

(項) 4 包括的支援事業・任意事業費

2 地域包括支援センター費	41,704	496	41,700		496		2 給料 3 職員手当等 4 共済費	01 職員等 person 費 0101 職員等 person 費 2 一般職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 3 退職手当 4 共済組合負担金
計	73,625	496	74,121		496			

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	1,293	6,371	7,664		6,371	6,371	22 償還金、及び割引料	01 国庫支出金等返還に要する経費 0101 国庫支出金等返還に要する経費 22 国庫支出金等返還金
計	2,293	6,371	8,664		6,371			

給与費明細書

(単位 千円)

1 特別職

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	期末手当	その他の手当		
補正後	長						
	議						
	その他の特別職	28	4,843				4,843
	計	28	4,843				4,843
補正前	長						
	議						
	その他の特別職	28	4,843				4,843
	計	28	4,843				4,843
比較	長						
	議						
	その他の特別職						
	計						

2 一般職

(単位 千円)

(1)総括

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	9		33,604	19,761	53,365	10,604	63,969
	【6】	【14,276】		【2,905】	【17,181】	【2,622】	【19,803】
補正前	10		35,085	20,620	55,705	10,664	66,369
	【6】	【14,276】		【2,905】	【17,181】	【2,622】	【19,803】
比較	△ 1		△ 1,481	△ 859	△ 2,340	△ 60	△ 2,400

()内は再任用短時間勤務職員数を引掲、【 】内は会計年度任用職員数を引掲、會計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別勤務手当	地域手当
職員手当等の内訳														
補正後		6,956	5,984	282	663	1,123		422				4,331		
補正前		7,305	6,087	282	663	1,123		422				4,738		
比較		△ 349	△ 103									△ 407		

議案第72号

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算書第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	水道事業費	1,055,671千円	9,775千円	1,065,446千円
第1項	営業費用	1,011,532千円	7,341千円	1,018,873千円
第2項	営業外費用	38,837千円	2,434千円	41,271千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算書第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的支出	774,271千円	11,002千円	785,273千円
第1項	建設改良費	477,355千円	1,769千円	479,124千円
第2項	企業償還金	296,916千円	9,233千円	306,149千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算書第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 57,091千円

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

(単位：千円)

(支 出)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業費			1,055,671	9,775	1,065,446	
	1. 営業費用		1,011,532	7,341	1,018,873	
		2. 配水及び給水費	63,117	6,500	69,617	
		4. 総係費	126,743	841	127,584	
	2. 営業外費用		38,837	2,434	41,271	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	38,737	2,434	41,171	

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出

(単位：千円)

(支出)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 水道			1,055,671	9,775	1,065,446			
事業費	1. 営業費用		1,011,532	7,341	1,018,873			
		2. 配水及び 給水費	63,117	6,500	69,617			
		4. 総係費	126,743	841	127,584	21. 修繕費	6,500	漏水修繕費用の増
						6. 法定福利費	841	職員の給与の改定に伴う増
	2. 営業外 費用		38,837	2,434	41,271			
		1. 支払利息 及び企業債 取扱諸費	38,737	2,434	41,171	1. 企業債利息	2,434	企業債利息支払いの増

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

資本的支出

(単位：千円)

(支 出)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			774, 271	11, 002	785, 273	
	1. 建設改良費		477, 355	1, 769	479, 124	
		1. 配水施設工事費	160, 145	1, 769	161, 914	
	2. 企業債		296, 916	9, 233	306, 149	
	償還金					
		1. 企業債償還金	296, 916	9, 233	306, 149	

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

資本的支出

(単位：千円)

(支出)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的			774,271	11,002	785,273			
支出	1. 建設改良		477,355	1,769	479,124			
	費	1. 配水施設	160,145	1,769	161,914			
		工事費				1. 給料	636	職員の給与の改定に伴う増
						2. 手当	421	職員の給与の改定に伴う増
						4. 法定福利費	712	職員の給与の改定に伴う増
	2. 企業債		296,916	9,233	306,149			
	償還金	1. 企業債	296,916	9,233	306,149			
		償還金				3. 地方公共団体	9,233	企業債元金支払いの増
						金融機構償還金		

給 与 費 明 細 書

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計
	特別職(人)	一般職(人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補正後	0	5	0	23,140	0	13,028	36,168	6,618	42,786
	0	2	0	7,236	0	4,674	11,910	2,395	14,305
	0	7	0	30,376	0	17,702	48,078	9,013	57,091
補正前	0	5	0	23,140	0	13,028	36,168	5,777	41,945
	0	2	0	6,600	0	4,253	10,853	1,683	12,536
	0	7	0	29,740	0	17,281	47,021	7,460	54,481
比較	0	0	0	0	0	0	0	841	841
	0	0	0	636	0	421	1,057	712	1,769
	0	0	0	636	0	421	1,057	1,553	2,610

手 当 の 内 訳	手 当										夜間勤務手当	
	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	手当	手当		
補正後	1,765	558	480	68	685	0	645	0	0	0	0	0
補正前	1,765	558	480	0	685	0	645	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0
区 分	期末勤勉手当	退職手当負担金	管理職特別手当									合 計
補正後	9,433	4,012	56									17,702
補正前	9,080	4,012	56									17,281
比較	353	0	0									421

議案第73号

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第2条 予算書第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	資本的支出	1,010,485千円	345千円	1,010,830千円
第1項	建設改良費	296,936千円	345千円	297,281千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算書第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 43,693千円

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的支出

(支 出) (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			1,010,485	345	1,010,830	
	1. 建設改良費		296,936	345	297,281	
		6. 建設諸費		15,907	345	16,252

令和5年度かすみがうら下水道事業会計補正予算説明書

資本的支出

(単位：千円)

(支 出)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的支出			1,010,485	345	1,010,830			
	1. 建設改良費		296,936	345	297,281			
		6. 建設諸費	15,907	345	16,252			
						1. 給料	145	職員の給与の改定に伴う増
						2. 手当	52	職員の給与の改定に伴う増
						5. 法定福利費	148	職員の給与の改定に伴う増

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計給与明細書

(単位：千円)

区分	職員数		給与					法定福利費	合計
	特別職(人)	一般職(人)	報酬	給料	賃金	手当	計		
補正後	0	4	0	13,320	0	9,770	23,090	4,351	27,441
	0	2	0	8,221	0	5,399	13,620	2,632	16,252
合計	0	6	0	21,541	0	15,169	36,710	6,983	43,693
補正前	0	4	0	13,320	0	9,770	23,090	4,351	27,441
	0	2	0	8,076	0	5,347	13,423	2,484	15,907
合計	0	6	0	21,396	0	15,117	36,513	6,835	43,348
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	145	0	52	197	148	345
合計	0	0	0	145	0	52	197	148	345

(単位：千円)

区分	手当										合計
	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当負担金	
補正後	422	558	495	894	408	0	700	0	0	0	0
補正前	422	558	495	894	408	0	700	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区内	期末勤働手当	退職手当負担金									
補正後	8,769	2,923									15,169
補正前	8,730	2,910									15,117
比較	39	13	0	0	0	0	0	0	0	0	52

議案第74号

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和6年3月31日をもって土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合を解散することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第75号

公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、別紙協議書のとおり土浦市道神立中央一丁目11号線の一部をかすみがうら市の区域に設置することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

土浦市道神立中央一丁目11号線の区域外設置に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、土浦市道神立中央一丁目11号線の一部をかすみがうら市の区域に下記のとおり設置する。

令和 年 月 日

土 浦 市 長 安藤 真理子

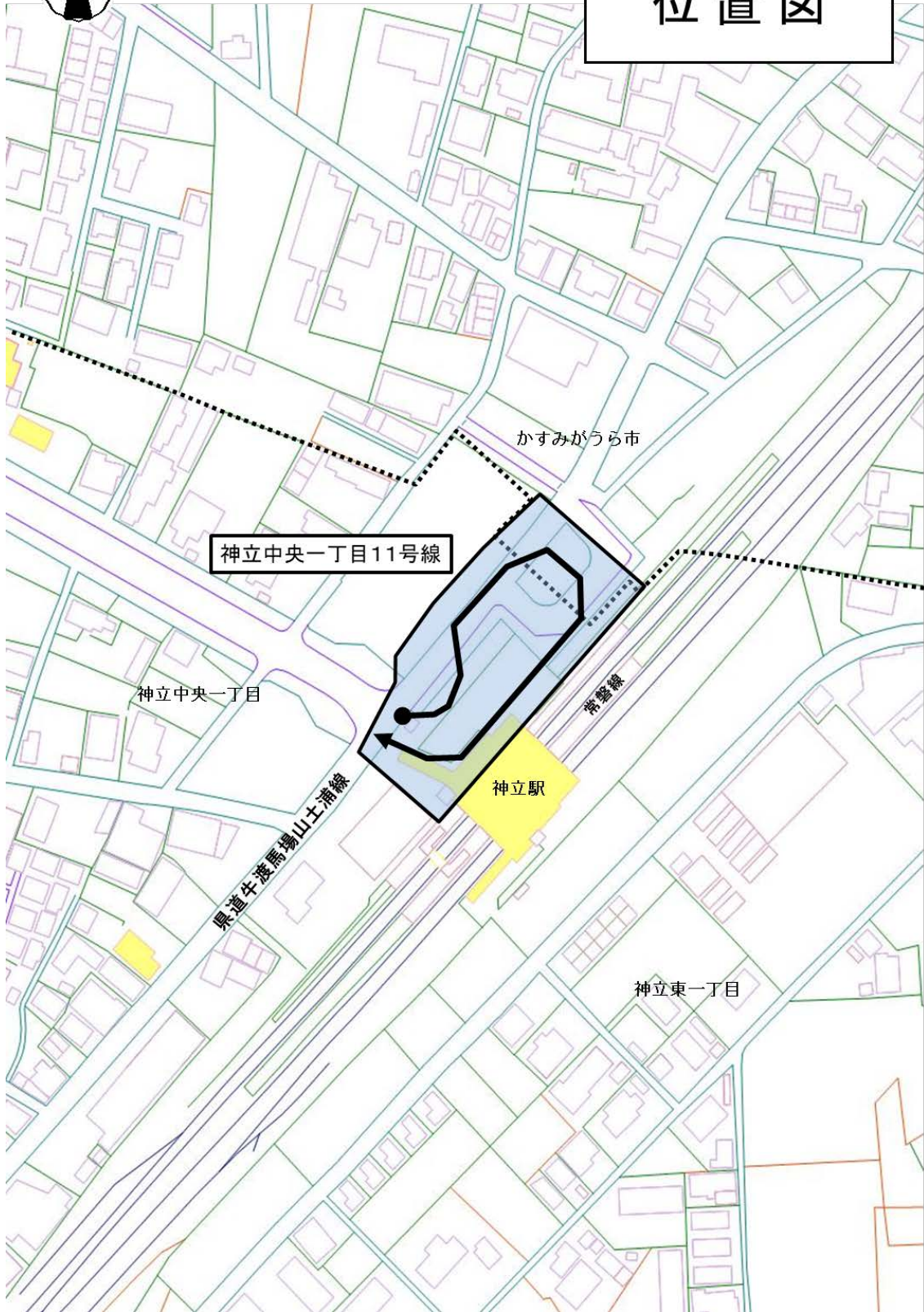
かすみがうら市長 宮 嶋 謙

記

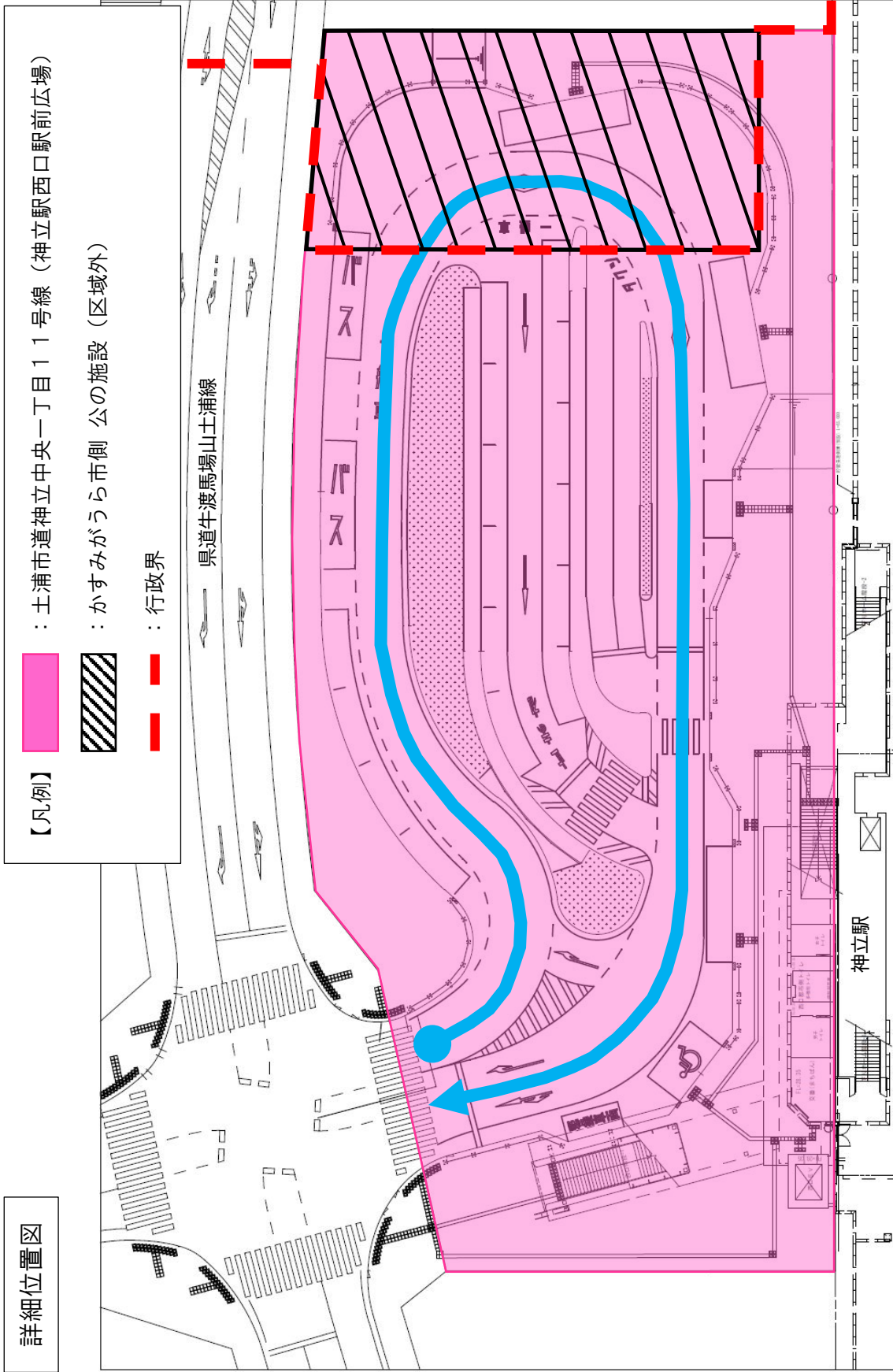
- 1 施設の名称 土浦市道神立中央一丁目11号線
- 2 設置の場所 かすみがうら市稲吉二丁目3935番
- 3 位置図 別紙のとおり
- 4 経費の負担 道路施設の管理に関する経費については、両市が負担するものとし、その負担割合は、別に定めるものとする。
- 5 その他 この協議書に定めのないことについては、その都度両市で協議を行い定めるものとする。



位置図



詳細位置図



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前		改正後	
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>		<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	<u>376,000円</u>	1	<u>380,000円</u>
2	<u>422,000円</u>	2	<u>427,000円</u>
3	<u>472,000円</u>	3	<u>477,000円</u>
4	<u>533,000円</u>	4	<u>539,000円</u>
5	<u>608,000円</u>	5	<u>615,000円</u>
6	<u>710,000円</u>	6	<u>718,000円</u>
7	<u>830,000円</u>	7	<u>839,000円</u>
2 (略)		2 (略)	
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の</u></p>		<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給す</u></p>	

<u>165</u> とする。	<u>る場合においては「100分の165」、12月に支給する場合には「100分の175」とする。</u>
-----------------	------------------------------------------------------

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは<u>6月に支給する場合には「100分の165」、12月に支給する場合には「100分の175」と</u>する。</p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困</p>

<p>則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれ</p>	<p>(期末手当) 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれ</p>

<p>らの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p>	<p>らの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第23条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70」とする。</p>
<p>(勤勉手当) 第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対</p>	<p>(勤勉手当) 第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対</p>

<p>する地域手当の月額を合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>する地域手当の月額を合計額を加算した額に<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(退職者の給与)</p> <p>第23条 1～7 (略)</p> <p>8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第20条の2及び第20条の3の規定を準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは、「<u>第24条第7項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(退職者の給与)</p> <p>第23条 1～7 (略)</p> <p>8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第20条の2及び第20条の3の規定を準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは、「<u>第23条第7項</u>」と読み替えるものとする。</p>

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p>

<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均</u></p>

等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の

	<p><u>規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p>
	<p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p><u>第28条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p>

	<p><u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>

かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(変電設備)</p> <p>第10条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に定めるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3の2) キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第10条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に定めるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第10条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第10条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を</p>

<p>と。</p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>講ずること。</p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(蓄電池設備)</p> <p>第12条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)</u>の電槽は、<u>耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。</u>ただし、<u>アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第9条第4号、第10条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。</p>	<p>(蓄電池設備)</p> <p>第12条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)</u>は、<u>地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。</u>この場合において、<u>開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)</u>にあつては、<u>建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第9条第4号、第10条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第10条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。</p>

<p>(防火対象物の使用開始の届出等)</p> <p>第42条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする<u>もの</u>は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。</p>	<p>(防火対象物の使用開始の届出等)</p> <p>第42条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする<u>者</u>は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。</p>
<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第43条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする<u>もの</u>は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 蓄電池設備</p> <p>(14)及び(15) (略)</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第43条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする<u>者</u>は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 蓄電池設備(<u>蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</u></p> <p>(14)及び(15) (略)</p>
	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後のかすみがうら市火災予防条例(以下「新条例」という。)第12条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第10条第1項第3号の2(新条例第7条の3第1項及び第3項、第10条第3項、第11条第2項及び第3項並びに第12条第2項及び第4項において準用する場</p>

	<p><u>合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第12条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第12条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p><u>4 新条例第12条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。</u></p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【改正前】

別表第1(第2条、第17条関係)

種類				離隔距離 (cm)						
				入力	上方	側方	前方	後方	備考	
(略)										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドルこんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注： 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドルこんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

【改正後】

別表第1(第2条、第17条関係)

種類				離隔距離 (cm)						
				入力	上方	側方	前方	後方	備考	
(略)										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドルこんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドルこんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	=	<u>100</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	=	<u>80</u>	<u>30</u>	=	<u>30</u>	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例 新旧対
照表

かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
稲吉児童館	かすみがうら市稲吉二丁目 6番5号	大塚児童館	(略)
大塚児童館	(略)	新治児童館	(略)
新治児童館	(略)		

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表
(附則第2項関係)

【改正前】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名	報酬			旅費			
		年額	月額	日額	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1 日につ き)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
執行 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	子ども・子育て 会議委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	勤労青少年ホ ーム運営委員 会委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
	地域包括支援 センター運営 協議会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

【改正後】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名	報酬			旅費			
		年額	月額	日額	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1 日につ き)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
執行 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	子ども・子育て 会議委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	地域包括支援 センター運営 協議会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第3項関係)

改正前	改正後
別表(第2条関係) (1)～(3) (略) (4) かすみがうら市勤労青少年ホームの設 置及び管理に関する条例(平成17年かすみ がうら市条例第111号) (5)～(35) (略)	別表(第2条関係) (1)～(3) (略) (4)～(34) (略)

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(附則第4項関係)

改正前	改正後
(適用施設) 第2条 この条例の適用を受ける公の施設 は、次の各号に掲げる条例の適用を受け る施設とする。ただし、 第15号 の適用に	(適用施設) 第2条 この条例の適用を受ける公の施設 は、次の各号に掲げる条例の適用を受け る施設とする。ただし、 第14号 の適用に

においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。

(1) (略)

(2) かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第111号)

(3)～(15) (略)

別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係)
貸切り使用料

施設名等	区分	1時間あたり使用料	
		市内	市外
働く女性の家	(略)	(略)	(略)
勤労青少年ホーム	集会室A	200円	300円
	集会室B	160円	240円
	和室A	100円	150円
	和室B	120円	180円
	音楽室	120円	180円
	体育室	施設使用料	200円
	照明使用料	80円	80円
地域福祉センターやまゆり館	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。

(1) (略)

(2)～(14) (略)

別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係)
貸切り使用料

施設名等	区分	1時間あたり使用料	
		市内	市外
働く女性の家	(略)	(略)	(略)
地域福祉センターやまゆり館	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

